申請者、その役員は、香美市下水道条例施行規程第３条第１項第４号アからカまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和　　年　　月　　日

香美市長　　様

申請者 住　　　　所

氏名又は名称

代表者の氏名

・法人さま

　登記簿謄本に記載の商号、本店の住所及び代表者名、法人印

・個人事業主さま

　屋号（ない場合は不要）、住民票上の住所、氏名、個人印

香美市下水道条例施行規程

（指定業者の資格条件）

第３条　指定業者は、次の各号に該当する者でなければならない。

(1)　高知県内に営業所を有する者であること。

(2)　本市又は本市以外の社団法人日本下水道協会高知県支部（以下「県支部」という。）に所属する市町村（以下「県支部所属市町村」という。）において責任技術者としての登録を受けた者が１人以上専属している者であること。

(3)　排水設備工事の施工に必要な設備及び機械器具を有する者であること。

(4)　次のいずれにも該当しない者であること。

ア　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

イ　本市又は本市以外の県支部所属市町村において指定業者の指定を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者

ウ　本市又は本市以外の県支部所属市町村において責任技術者としての登録を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者

エ　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

オ　精神の機能の障害により排水設備工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

カ　法人であって、その役員のうちにアからオまでのいずれかに該当する者があるもの

２　管理者において、他の主たる工事に包括して排水工事を行うとき、又は特殊の事情があると認めた工事の場合は、前項によらない業者を臨時に期限を定めて指定することができる。